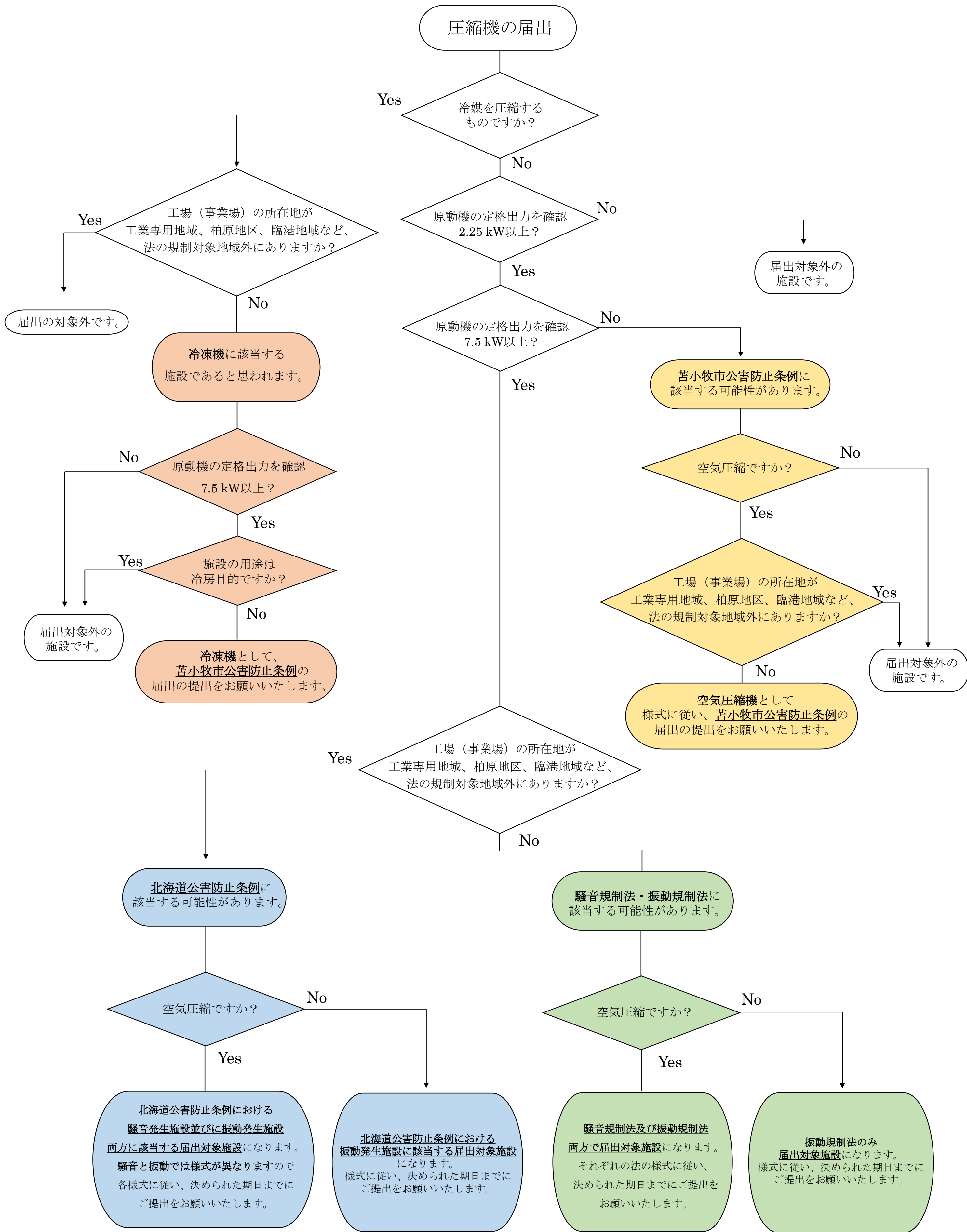


# 各法令・条例における圧縮機の取扱いフロー図



騒音規制法・振動規制法・北海道公害防止条例・苫小牧市公害防止条例の届出期限	
設置届、特定施設の種類ごとの数変更届	工事着手の30日以前
使用届	指定された日から30日以内
承継届	承継のあった日から30日以内

騒音及び振動の特定施設について、以下の条件を満たした場合は、 数変更について届出する義務は生じません。	
<b>騒音規制法・苫小牧市公害防止条例・北海道公害防止条例</b>	
① 数が減少する場合	② 直近の届出回数から2倍以内での施設数増加
<b>振動規制法</b>	
① 数が増加しない場合 (数が増加しない場合であっても、施設更新により能力に変更があった際は届出が必要)	